

2. 介護保険料

介護保険給付費等に係る費用の財源は、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の皆さまから納めていただく保険料と、公費（税金）です。その負担割合は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見込まれる大雪地区広域連合全体の介護サービス量（費用）に基づいて計算しています。令和3年度から令和5年度まで3年間の保険料の基準額は75,600円（月額相当6,300円）です。介護保険制度の内容は別冊配布の介護保険パンフレットでご確認ください。

大雪地区広域連合の介護サービスにかかる費用の負担割合(全体100%)

公費負担(国、道、広域連合)	第1号被保険者の保険料	第2号被保険者の保険料
50%	23%	27%

○第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額表（令和3～5年度）

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	【通常】基準額×0.50	37,800円
		公費による軽減後 基準額×0.30	公費による軽減後 22,700円
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	【通常】基準額×0.70	52,900円
		公費による軽減後 基準額×0.45	公費による軽減後 34,000円
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	【通常】基準額×0.75	56,700円
		公費による軽減後 基準額×0.70	公費による軽減後 52,900円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	66,500円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 75,600円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.26	95,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	98,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.57	118,700円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	121,000円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.87	141,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.13	161,000円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.33	176,100円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.53	191,300円

(年額保険料は百円未満四捨五入)

※合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額を控除し、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地・建物の売却等に係る特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について

★保険料の減免制度

- 国民健康保険に加入する18歳未満の子どもの均等割減免
今年度より、0歳から18歳未満（高校卒年）の子どもの均等割額の2分の1を減免します。7・5・2割軽減対象世帯の方は、軽減後の均等割を2分の1とします。対象世帯の方へは、当初発付時に減免後の金額の納付書を送付します。
- 国民健康保険に加入する65歳以上低所得者のコロナ対策減免
コロナ禍により困窮度が増している高齢者低所得世帯（7割軽減対象世帯であり65歳以上の方）の保険料均等割額について、令和3年度に限り一部減免を行います。【要申請】対象の方へは、後日申請書を送付します。忘れずに申請してください。
- 各種保険料の新型コロナウイルス減免（昨年度から継続）
新型コロナウイルス感染症の影響による減免を今年度も行います。具体的な減免の判定方法や減免額などについては、7月に発送する納付通知書に案内を同封します。
- 新型コロナウイルス感染症罹患に伴う傷病手当制度
国民健康保険加入者で雇用されている方が、新型コロナウイルスに感染したことにより仕事を休まざるを得なくなり、給与が減額となった時、傷病手当金が支給される場合があります。傷病手当の申請には、医療機関や勤務先の証明などが必要となります。詳しくは大雪地区広域連合へお問い合わせください。

1. 国民健康保険料

広域連合議会において、今年度の国民健康保険料率が決まりました。社会状況や保険財政状況などを踏まえて十分に検討し、保険料率を決定しました。これまでと同様に加入者の皆さまが安心して医療を受けられる事業運営のため、ご理解ご協力を願います。

○国民健康保険料率表

()内は前年度

	医療分	支援金分(※1)	介護分(※2)
所得割	6.1% [6.4%]	2.2% [2.4%]	1.3% [1.4%]
均等割<1人当たり>	21,000円 [23,000円]	7,500円 [8,000円]	8,700円 [8,800円]
(※3)	7割軽減	6,300円 [6,900円]	2,610円 [2,640円]
	5割軽減	10,500円 [11,500円]	4,350円 [4,400円]
	2割軽減	16,800円 [18,400円]	6,960円 [7,040円]
平等割<1世帯当たり>	26,000円 [29,000円]	9,000円 [10,000円]	7,800円 [8,000円]
(※3)	7割軽減	7,800円 [8,700円]	2,340円 [2,400円]
	5割軽減	13,000円 [14,500円]	3,900円 [4,000円]
	2割軽減	20,800円 [23,200円]	6,240円 [6,400円]
賦課限度額(年額)	630,000円 [変更なし]	190,000円 [変更なし]	170,000円 [変更なし]

※1 支援金分とは、74歳以下の方が納める後期高齢者医療制度に必要な総医療費の一部を負担する『後期高齢者支援金』です。

※2 介護分とは、40歳～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）が納める介護保険料相当分です。

※3 前年所得が一定の基準額に満たない世帯は、均等割と平等割について軽減が適用されます。